

熊本県五木村振興交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、川辺川ダム問題に長きにわたり翻弄され続けてきた五木村の振興を県政の最重要課題として、強力に推進するため、五木村に対し、予算の範囲内において熊本県五木村振興交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、五木村とする。

(交付対象)

第3条 交付金の交付対象は、「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」に基づき各年度に策定する実施計画（以下「実施計画」という。）に定める事業を実施するために五木村が設置する基金（以下「五木村振興基金」という。）の造成に係る経費とする。

2 五木村振興基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）は、次の各号に定めるところによる。なお、これは、規則第5条第3号に規定する補助金等の交付の条件とする。

- (1) 人件費、通常業務に使用する消耗品費・備品購入費等の事務費、庁舎等の公用施設の維持管理に要する経費は、基金事業の対象外とする。
- (2) 実施計画に定める事業の実施にあたっては、活用可能な国庫支出金、県支出金、特別交付税（ルール分）、過疎債等有利な地方債などの財源措置を優先して活用しなければならない。
- (3) 実施計画に定める事業の財源に充てるため前年度に借り入れた村債の元金償還の財源として五木村減債基金に積み立てる経費は基金事業の対象とするが、そのうち当該村債の元利償還金に対する交付税措置相当額は、基金事業の対象外とする。
- (4) 実施状況報告書（別記第1号様式）により、基金事業の実施状況を毎事業年度終了後の5月末日までに知事に報告しなければならない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、熊本県の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 五木村は、交付金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 五木村振興基金の設置条例
- (2) 予算書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査し、適正であると認めるときは、速やかに交付金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第3号様式）を五木村に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 五木村は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 五木村振興基金に造成したことがわかる資料
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正であると認めるときは、交付対象経費に係る実支出額の合計額と交付金の交付決定額のいずれか低い額をもって、交付すべき交付金の額を確定し、交付確定通知書（別記第5号様式）により、五木村に通知するものとする。

(交付金の請求)

第9条 五木村は、前条の規定による通知を受け、交付金を請求しようとするときは、交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 交付金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、交付金概算払請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保存)

第11条 規則第23条の別に定める期間は、前条で規定する財産処分の制限期間と同一とする。ただし、財産処分の制限期間が10年間を超えない場合は、支出が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間とする。

(書類の提出先)

第12条 この要項に基づき知事に提出することとされている書類は、熊本県企画振興部球磨川流域復興局に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年3月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年3月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年3月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年2月2日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年11月5日から施行する。

年度五木村振興基金事業実施状況報告書

（単位：円）

| 基金 | | 備考 |
|-----------|-------------|----|
| 前年度末基金残高 | (A) | |
| 当該年度基金積立額 | 造成額 (B) | |
| | 運用益 (C) | |
| | 積み戻し額 (D) | |
| 当該年度基金取崩額 | (E) | |
| 当該年度末基金残高 | (A+B+C+D-E) | |

○実施計画に定める事業の財源に充てるため前年度に借り入れた村債の元金償還の財源として五木村減債基金に積み立てる経費に充当する場合は、その額は当該村債の元利償還金に対する交付税措置相当額を控除した額を超えてはならない。

○実施状況報告書においては、五木村減債基金への積立を1事業として記載すること。

（単位：円）

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業費 (a~f) | 財源内訳 | | | | | | 備考 |
|-----|-----|------|--------------|----------|----------|----------|-----------|---------|-----------------|----|
| | | | | 一般財源 (a) | 振興基金 (b) | 県支出金 (c) | 国庫支出金 (d) | 地方債 (e) | その他 特定財源 (f) | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------|--|
| 基金取崩額（合計） (b) | |
|---------------|--|

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

五木村長 ○ ○ ○ ○

年度熊本県五木村振興交付金交付申請書

このことについて、熊本県五木村振興交付金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県五木村振興交付金交付要項第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 千円

2 添付書類

- ① 五木村振興基金の設置条例
- ② 予算書の写し
- ② その他参考資料

別記第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

五木村長 ○ ○ ○ ○ 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

年度熊本県五木村振興交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本
県五木村振興交付金については、熊本県補助金等交付規則第4条及び熊本県五木村振
興交付金交付要項第6条の規定により、下記のとおり交付の決定をしましたので、通
知します。

記

交付決定額 金 千円

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

五木村長 ○ ○ ○ ○

年度熊本県五木村振興交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度熊本
県五木村振興交付金について、熊本県五木村振興交付金交付要項第7条の規定によ
り、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 実績額 金 千円

2 添付書類

- ① 五木村振興基金に造成したことがわかる資料
- ② その他参考資料

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

五木村長 ○ ○ ○ ○ 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

年度熊本県五木村振興交付金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度熊本
県五木村振興交付金については、熊本県五木村振興交付金交付要項第8条の規定に
より、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 千円
- 2 交付決定額 金 千円

別記第6号様式（第9条関係）

年度熊本県五木村振興交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました 年
度熊本県五木村振興交付金として、下記の金額を交付されるよう熊本県五木村振興交
付金交付要項第9条第1項の規定により請求します。

記

交付請求額 金 円

年 月 日

五木村長 ○ ○ ○ ○

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

| | | | |
|---------|-------------------|--|------|
| 書類の提出方法 | 紙 ・ 電子メール ・ F A X | | |
| 書類発行責任者 | 所 属 | | |
| | 氏 名 | | 電話番号 |
| 担 当 者 | 所 属 | | |
| | 氏 名 | | 電話番号 |

記第7号様式（第9条関係）

年度熊本県五木村振興交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました
年度熊本県五木村振興交付金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県五木村振興
交付金交付要項第9条第2項の規定により請求します。

記

交付請求額 金 円

(概算払を必要とする理由)

年 月 日

五木村長 ○ ○ ○ ○

熊本県知事 ○ ○ ○ ○ 様

| | | | |
|---------|-----------------|------|--|
| 書類の提出方法 | 紙 ・ 電子メール ・ FAX | | |
| 書類発行責任者 | 所 属 | | |
| | 氏 名 | 電話番号 | |
| 担 当 者 | 所 属 | | |
| | 氏 名 | 電話番号 | |